

外国から来た保護者のための 小学校入学前説明会



市HP

日本の小学校を知らない外国から来た保護者が、安心して入学準備ができるように説明します。

- 時** 9月9日(土)午前10時～正午
- 場** オンライン (Zoom) 開催
- 対** 小学校に入学・転入する子の保護者のうち、外国から来た保護者
- 定** 10人
- 申** 9月4日(月)までに、メールで件

名「入学前説明会」・保護者の氏名・子どもが行く小学校名・電話番号を問へ

- 共催** NPO法人西東京市多文化共生センター (NIMIC)
- 問** 西東京市多文化共生センター
☎ 042-461-0381
✉ nimicwith@gmail.com
- ▶** 文化振興課 ☎ 042-420-2817

認可外保育施設等に通う子どもの 幼児教育・保育無償化に伴う手続

無償化制度対象となる認可外保育施設等を利用する方は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けることが必要です。必ず、施設の利用前に手続を行ってください。

無償化の対象と要件[※]

クラス年齢	要件	月額上限
0～2歳児	●保育の必要性の認定を受けている(新3号認定) ●住民税非課税世帯	4万2,000円
3～5歳児	●保育の必要性の認定を受けている(新2号認定)	3万7,000円

手続

申請書・就労証明書など、保育の必要性を証明する書類を幼児教育・保育課(田無第二庁舎2階)へ提出 ※詳細は市HPをご覧ください。

締切

- 認可外保育施設などの利用前[※]
- ▶** 幼児教育・保育課 ☎ 042-460-9842

都市計画マスタープラン

都市計画マスタープラン

地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすため、道路・公園・住宅などのまちづくりに関する方針を定めたものです。

市は、平成16年に20年後を目標とした「都市計画マスタープラン」を策定しており、おおむね20年が経過する令和5年度末の改定に向けて準備を進めています。

パネル展示型説明会

検討中の計画素案の概要についてパネルを展示し、皆さんからのご意

見を伺います。いただいたご意見を総合的に検討し、都市計画マスタープランの改定に反映していく予定です。

内 概要を説明した展示パネルや関連資料の閲覧

- ※職員への質疑応答可
- ※会場の出入り自由(予約不要)
- ※開催期間中は、市HPでも会場の展示パネルと同じ内容および意見書を掲載します。

▶ 都市計画課 ☎ 042-438-4050

開催日程・会場

日時	場所
8月28日(月)	午後3時～7時 アスタセンターコート
9月1日(金)	午後4時30分～7時30分 柳沢公民館
9月2日(土)	午後1時30分～4時30分 西東京いこいの森公園
9月5日(火)	午後4時30分～7時30分 ひばりが丘図書館
9月6日(水)	午後4時30分～7時30分 下保谷福祉会館
9月18日(祝)	午後0時30分～3時30分 早稲田大学東伏見キャンパス

スポーツ施設の休止

スポーツ施設のLED照明への改修に伴い、施設を休止します。

名称	施設名	休止期間
スポーツセンター	温水プール ※	9月1日(金)～9日(土)正午
総合体育館	第1体育室	12月10日(日)～12日(火)
	第1会議室	
武道場	剣道場	10月2日(月)
	柔道場	

※プールの水を抜き点検作業を行うための期間を含む
▶ スポーツ振興課 ☎ 042-420-2818

優秀工事を表彰しました

市が発注した工事で優れた施工を行った受注者と技術者を表彰しており、令和4年度完成の工事を対象に7月12日に表彰式を開催しました。

優秀工事

国史跡下野谷遺跡整備竪穴式住居復元工事

優秀受注者 (株)多摩商工

優秀技術者 浅野一弘さん

▶ 契約課 ☎ 042-460-9816



市ホームページに掲載する広告を募集

市HPのトップページへ広告の掲載を希望する事業主を募集します。

- サイズ** 縦60ピクセル×横120ピクセル
- 容量** 4KB以内
- 形式** GIF(アニメーションGIF・透過GIFは不可)
- 掲載時期** 掲載希望月の1日から(1カ月単位・最長12カ月[※])
- 掲載料** 月額2万5,000円
申込方法や掲載基準など詳細は、市HPをご覧ください。
- ▶** 秘書広報課 ☎ 042-460-9804

ご存じですか 情報公開制度・個人情報保護制度

市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、令和4年度の運用状況を報告します。

▶ 総務課 ☎ 042-460-9811

情報公開制度とは

市が保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

個人情報保護制度とは

市が保有する個人情報を適正に管理し、利用するための方法などを定め、市民の個人情報に関する権利を守るための制度です。

開示請求をするには

公開の対象となる文書

市が現に保有している文書で、公文書として組織的に用いられているもの

文書の公開を求めることができる方

●情報公開制度による開示請求…在住・在勤の方や市の事業に利害関係を有する方[※](それ以外の方でも、任意的開示の申し出可)

●個人情報保護制度による開示請求…原則、市が保有する個人情報の本人のみ

開示請求の方法 情報公開コーナー(田無庁舎5階)にある公文書開示請求書または保有個人情報開示請求書を提出してください。

※市HPからもダウンロード可

開示・不開示の決定 請求があった日の翌日から14日以内(30日を限度に延長する場合[※]あり)に開示するかどうかを決定し、書面でお知らせします。

救済の手続

決定に不服があるときは、一定の期間内であれば審査請求をすることができます(任意的開示の申し出を除く)。この審査請求は、内容によって西東京市個人情報保護・情報公開審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、再度開示・不開示を決定します。また、決定について処分取り消しの訴えを提起することもできます。

情報公開コーナー(田無庁舎5階)

市で発行する資料をご覧になれます。

令和4年度の 実施状況

情報公開制度の運用状況

公文書開示請求などの件数	合計	184件
※所管部署が複数に及ぶなど、1件の請求に複数の決定をすることがあります。	【内訳】	
	全部開示決定	52件
	一部開示決定	116件
	不開示決定	12件
	存否応答拒否	1件
	取り下げ	1件
	却下	2件
	審査請求	3件

個人情報保護制度の運用状況

自己情報開示請求件数	合計	2,813件
自己情報訂正などの請求件数	【内訳】	
	承諾(全部開示)	2,790件
	不承諾(不開示)	14件
	一部承諾(一部開示)	7件
	取り下げ	2件
審査請求	4件	
自己情報訂正などの請求件数	合計	0件